

294 法科大学助教授野村淳治私立中央大学へ出講許可指令案

〔明治四十年三月四日〕

明治四十年三月四日

書記 (富塚柁) (榎本勝多) (葛巻常四郎)

書記官 (中村恭平)

総長 (浜尾新)

案

(欄外注記1) 割印

東京帝国大学法科大学助教授 野村淳治

二月廿六日付願私立中央大学ニ於テ行政法私立東斌学堂ニ於テ  
憲法講義担当受嘱ノ件聴許ス

年 月 日

総 長

供閱(穂積八束)  
学長

(松永武夫) (船山曄)

御 願

小官儀

公務之余暇ヲ以テ私立中央大学ニ於テ隔週一回二時間行政法ニ  
就キ及私立東斌学堂ニ於テ毎週一回二時間憲法ニ就キ嘱託ニ応  
シ講義仕度候間御許可被下度此段相願候也

追而報酬ハ俸代之外不申受候

明治四十年二月廿六日

法科大学助教授 野村淳治 ⑩

東京帝国大学総長 濱尾 新殿

(欄外法記)

「三月五日送達済」「指令済三月五日」

『検印録』明治四十年、⑩ F11